

～もっと華やか 京の商業 ^{あきない} ガイドプラン～

京都市
商業集積

ガイドプラン

見直しに関する市民意見募集！



京都市商業集積ガイドプランは、京都市基本構想における「安らぎのある暮らし」、「華やぎのあるまち」の実現に向けて、地域に密着した商業の振興を図り、まちの魅力を高めるため、平成12年6月に策定したまちづくりの指針です。

この度、都市計画における用途地域の変更等に伴い、京都市商業集積ガイドプランを一部見直すこととし、京都市商業集積審議会での検討を踏まえた素案を作成しましたので、市民や事業者の皆様から御意見を募集します。

たくさんのご意見をお待ちしています！



パブコメくん

I 京都市商業集積ガイドプランについて

京都市商業集積ガイドプランとは

京都市商業集積ガイドプランとは、京都市の都市づくりの考え方に沿って、「市内のどのような地域にどの程度までの広さの小売店があることが望ましいのか」といった商業の在り方を示したものです。

市内を7つのゾーンに区分し、地域特性に応じて大型小売店の誘導・規制の考え方（望ましい店舗面積の上限の目安）を定めることにより、商業施設の適正な配置を図っています。

《例えば…》

京都を代表する商業機能の高度集積拠点として、都市間競争に負けない魅力づくりのため、一層の商業集積を図る地域は、「広域型商業集積ゾーン」に分類し、大型小売店立地の際の店舗面積の上限の目安は特に決めていません。【対象地域：京都駅界わい、四条河原町界わいなど】

近隣の居住者を主な顧客とし、食料品や日用品等を取扱う店舗が中心となっている商店街など、地域に根ざした商業の集積を図る地域は、「近隣型商業育成ゾーン」に分類し、大型小売店立地の際の店舗面積の上限の目安は1000㎡（※）と定めています。

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とします。

これまで、京都市内で小売店を設置される事業者の皆様には、このガイドプランに沿って出店をしていただいています。

京都市商業集積ガイドプラン策定の経緯

京都市商業集積ガイドプラン策定の背景には、郊外での大型小売店の立地による中心市街地における商業集積の空洞化、大型小売店の立地に伴う交通問題など周辺環境への影響、商業地域以外の工場跡地等への大型小売店の出店など、当時懸念されていた課題があり、大型小売店の秩序ある立地を誘導し、まちづくりの方向と整合した適切な土地利用を促すため、望ましい商業集積の在り方を明確にしていく必要がありました。

このため、京都市では、京都らしいまちづくりを目指し、望ましい土地利用に向け誘導を図ることを目的として、平成12年6月に「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」（以下、「まちづくり条例」といいます。）を制定するとともに、開発事業を行う際に適合させるよう定められている「まちづくりの方針」の一つとして、「京都市商業集積ガイドプラン」を策定しました。

「まちづくり条例」と「京都市商業集積ガイドプラン」

まちづくり条例では、市街化区域内の 1000 m²以上の土地において、集客施設を含む開発を行おうとする場合、構想の段階で届出をし、市民や行政と協議するよう定めています。

これは、京都市の良好なまちづくりを推進するため、

- ・京都市は、市民の皆様の御意見を聴いて「まちづくりの方針」を策定し、公表すること（条例第 3 条）
- ・事業者は、その事業を「まちづくりの方針」に適合させるとともに、地域社会の一員であることを自覚して地域社会に積極的に貢献し、市民と共にまちづくりの課題の解決に努めていただく必要があること（条例第 4 条）、
- ・市民は、まちづくりの課題について関心を持ち、その解決に向けて主体的に行動するよう努めていただく必要があること（条例第 5 条）、

を責務とすることで、「住んでよかった」、「住み続けられる街でよかった」と実感していただくため、市民の皆様や京都市の意見を踏まえ、より良好な計画とすることを目的としています。（条例第 1 条）。

京都市商業集積ガイドプランは、まちづくり条例における京都市の「まちづくりの方針」の一つとして位置づけられています。従って、商業施設（小売店）の設置を行う場合、事業者は、その事業内容が京都市商業集積ガイドプランに適合するよう努めなければなりません。

京都市商業集積ガイドプランに定める7つのゾーン

京都市商業集積ガイドプランでは、商業集積の現状や地域の特性を考慮して、商業とまちづくりの観点から市内を次ページの 7 種類のゾーンに分類し、ゾーンごとにまちづくりと商業集積の方向を示すとともに、小売店を新たに設置する際の店舗面積の上限を目安として示しています。

＜京都市商業集積ガイドプラン 7つのゾーン＞

	広域型商業集積ゾーン	地域型商業集積ゾーン	近隣型商業育成ゾーン	特化型商業誘導ゾーン			
指定エリア	四条河原町界わい 京都駅界わい	地域型の商店街を中心に拠点性を持つ地域 (JR山科駅周辺、四条大宮周辺など)	近隣型の商店街を中心とする地域	特化型の商店街を中心とする地域 (夷川通、嵐山地域など)			
まちづくりの方向	都心にふさわしい、広域的な商業・業務・文化などの機能向上と、にぎわいと魅力ある都市環境の市街地を形成する。	交通拠点などの利便性を生かした商業・業務・文化などの機能の充実を図り、地域の中心としての市街地を形成する。	居住機能と生活関連サービス機能の向上を図り、生活利便性を確保して暮らしやすい市街地を形成する。	地域特性や特定の品目を扱う店舗群などの集積特性を生かし、魅力ある市街地を形成する。			
商業集積の方向	京都を代表する商業機能の高度集積拠点として、都市間競争に負けない魅力づくりのため、回遊性を高めるとともに一層の集積を図る。	大型店と専門小売店の連携強化による、地域ニーズにこたえることができる利便性の高い魅力ある商業の集積を図る。	地域コミュニティの核として、地域に根ざした近隣型商業の集積を図る。	地域(京都)の特色を生かした専門店の集積を図る。			
大型店の誘導・規制の考え方 (望ましい店舗面積) の上限の目安	特に定めない	特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模	1,000㎡ ただし、幹線道路 ^(※注1) 沿いは3,000㎡	1,000㎡ ただし、寺町通(四条通～高辻通)及び夷川通(烏丸通～寺町通)沿いは3,000㎡			
	職住共存ゾーン	生活環境保全・共生ゾーン		産業機能集積ゾーン			
		住居系用途地域	既成市街地内準工業地域	既成市街地内工業地域	高度集積地区	郊外エリア	島状エリア
指定エリア	都心商業地域(丸太町通、河原町通、七条通、堀川通の幹線街路沿いの街区に囲まれた内部地区)、西陣地域など	住居系用途地域	既成市街地内準工業地域(唐橋周辺など)	既成市街地内工業地域(山ノ内地域など)	東高瀬川、国道1号、十条通、宇治川で囲まれた地域	久世、淀地域などの郊外エリア	住居系地域に点在する工業系用途地域
まちづくりの方向	特色ある商業や伝統産業などと居住機能が一体となった、職住共存の市街地を形成する。	生活環境に配慮した、個性豊かな住宅地を形成する。	地域環境に十分配慮した、近代産業と都市居住の共存する住工共生のまちづくり。	ものづくり機能が立地し、持続的な都市活力が維持される住工共生のまちづくり。	「高度集積地区整備ガイドプラン」を策定し、豊かな自然・歴史的環境と新しい活力が調和した先端的創造都市の形成を目指している。	工業、流通、業務などの多様な産業が集積し、多様な都市機能集積と計画的な住宅市街地が共存するまちづくり。	工場の転出などに合わせて、快適な住宅市街地へと展開していくまちづくりや、伝統的な職と住とが共存するまちづくり。
商業集積の方向	京都の歴史・文化に裏打ちされた豊富な地域ストックを活用した商業施設の立地を図る。	生活環境に配慮しつつ、地域に密着した商業機能の向上を図る。		大規模な土地利用の転換が行われる場合は、周辺環境に配慮した商業集積の形成を図る。	「高度集積地区整備ガイドプラン」に即し、先端産業の集積に合わせた商業施設の立地を誘導する。	拠点地域への立地を促進するとともに地域に密着した商業振興を図る。	周辺地域を勘案した取組を進める。
大型店の誘導・規制の考え方 (望ましい店舗面積) の上限の目安	1,000㎡ ただし、幹線道路 ^(※注1) 沿いは3,000㎡			8,000㎡	(※注2)	3,000㎡	
その他の商業地域 上記ゾーン以外の地域で、都市計画において近隣商業地域又は商業地域に指定されている地域での、店舗面積の上限は、3,000㎡を目安とする。							

(※注1) 幹線道路とは、都市計画において商業地域など(第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域)に指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路をいう。

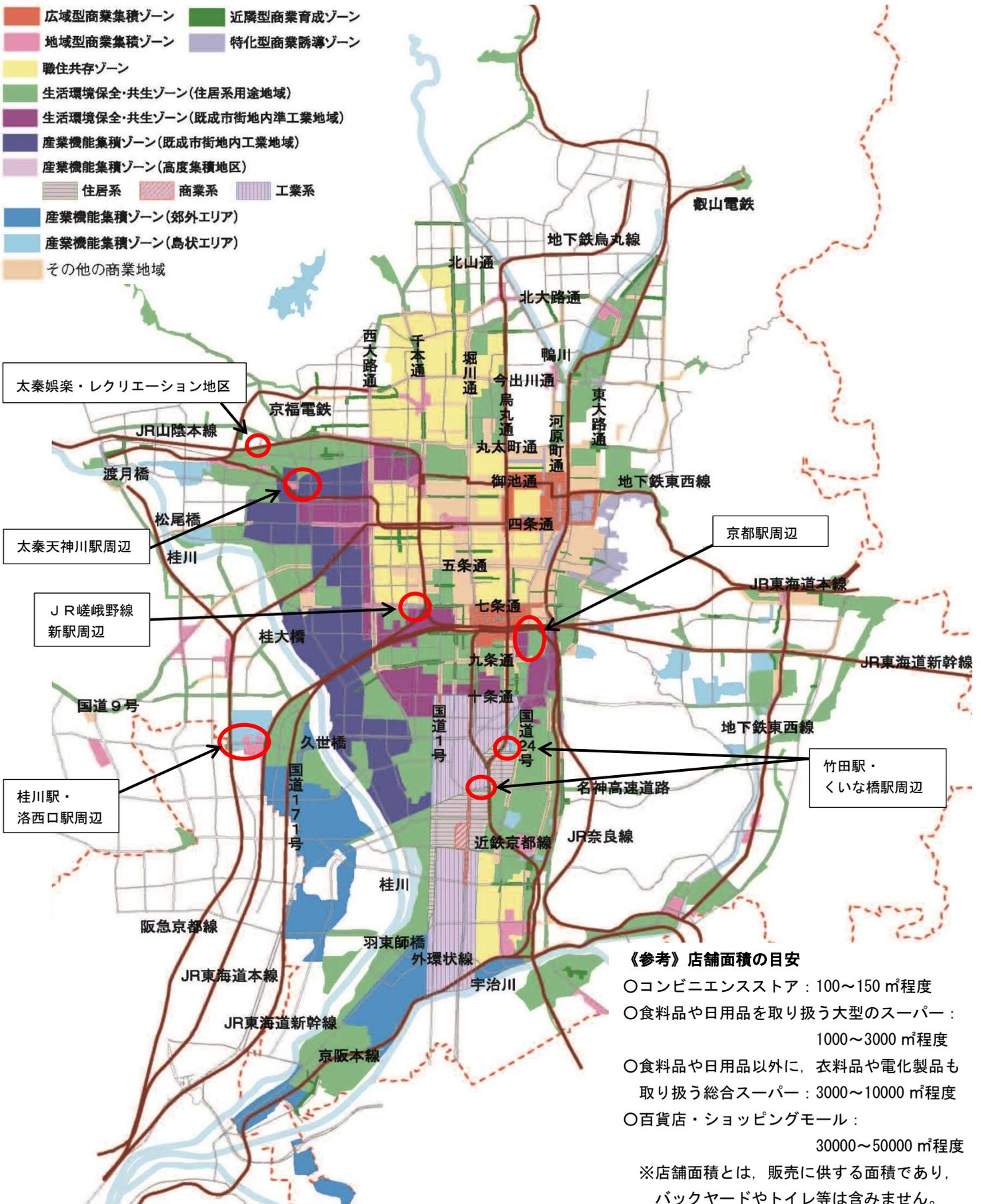
(※注2) 住居系=1,000㎡(ただし、幹線道路(※注1)は3,000㎡)〈都市計画において第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域に指定されている地域〉
 商業系=特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模〈都市計画において近隣商業地域、商業地域に指定されている地域〉
 工業系=8,000㎡〈都市計画において工業地域、準工業地域に指定されている地域〉

現在のゾーニングの状況

前ページに示す7種類のゾーン（11種類の地域）を地図に示しています。

○部が今回見直しの対象となっている地域です。

- 広域型商業集積ゾーン
- 地域型商業集積ゾーン
- 職住共存ゾーン
- 生活環境保全・共生ゾーン(住居系用途地域)
- 生活環境保全・共生ゾーン(既成市街地内準工業地域)
- 産業機能集積ゾーン(既成市街地内工業地域)
- 産業機能集積ゾーン(高度集積地区)
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 産業機能集積ゾーン(郊外エリア)
- 産業機能集積ゾーン(島状エリア)
- その他の商業地域
- 近隣型商業育成ゾーン
- 特化型商業誘導ゾーン



《参考》店舗面積の目安

- コンビニエンスストア：100～150㎡程度
 - 食料品や日用品を取り扱う大型のスーパー：1000～3000㎡程度
 - 食料品や日用品以外に、衣料品や電化製品も取り扱う総合スーパー：3000～10000㎡程度
 - 百貨店・ショッピングモール：30000～50000㎡程度
- ※店舗面積とは、販売に供する面積であり、バックヤードやトイレ等を含みません。

Ⅱ 京都市商業集積ガイドプランの見直しについて

京都市商業集積ガイドプラン見直しの理由・対象地域

京都市商業集積ガイドプランは、京都市の都市づくりの考え方に沿って、商業施設の適正な配置を進めるものです。そのため、都市計画が変更された場合などには必要に応じて見直しを行うこととしています。

平成27年度から28年度にかけて、都市計画の変更が行われており、これとの整合性を図る等の理由から、京都市商業集積ガイドプランの見直しを行います。

【今回の見直し対象地域】

- ①京都駅周辺 ②太秦天神川駅周辺 ③桂川駅・洛西口駅周辺 ④竹田駅・
くいな橋駅周辺 ⑤太秦娯楽・レクリエーション地区 ⑥JR嵯峨野線新駅周辺

京都市商業集積審議会による見直し案（素案）の作成

京都市では、京都市商業集積ガイドプランの運用をはじめとする市内の商業集積の在り方に関する事項について調査・審議するため、平成26年度に、学識経験者、商業者及び市民公募委員から成る「京都市商業集積審議会」を設置しました。

この度の京都市商業集積ガイドプランの見直し案は、京都市商業集積審議会にて検討を重ねたうえで作成したものです。（京都市商業集積審議会の委員名簿及び開催状況は、京都市のホームページ「京都市情報館」で御確認いただけます。トップページから、[市政情報](#) ⇒ [市民参加](#) ⇒ [審議会等](#)とお進みください。）

今後のスケジュール

パブリックコメントで寄せられた皆様の御意見等を踏まえ、京都市商業集積審議会から市長へ答申を行った後、ガイドプランの変更を実施します。



Ⅲ 京都市商業集積ガイドプランの見直し素案

地域ごとのガイドプラン見直しの理由は以下のとおりです。主に都市計画の変更に伴い、その趣旨を踏まえて見直す必要が生じたものです。

(1) 駅周辺における見直し

人口減少社会を見据え、暮らしやすく地球環境への負荷が少ない「エコ・コンパクトな都市構造」の実現に向け、交通拠点である駅周辺に都市機能の集積を進めるため、用途地域などの都市計画の変更（平成 27 年 12 月 1 日都市計画決定告示）が行われました。

1 京都駅周辺については、本市の都市機能の中核を担う重要な地域として、商業・業務・観光・サービス機能が高い密度で集積する中心拠点になるよう、更なる都市活力の向上や都市機能の強化を図るため、用途地域や高度地区等の変更が行われました。

2 太秦天神川駅周辺・**3 桂川駅・洛西口駅周辺**・**4 竹田駅・くいな橋駅周辺**については、新たな地域の拠点としての土地利用が見込まれる地域として、生活利便性を向上させる多様な都市機能の誘導を目指して、用途地域や建ぺい率等の変更が行われました。

これらの都市計画変更の趣旨を踏まえ、ガイドプランの見直しを行います。

(2) 太秦娯楽・レクリエーション地区における見直し

5 太秦娯楽・レクリエーション地区における更なる娯楽・レクリエーション機能の充実を図るため、特別用途地区（※）や用途地域などの都市計画の変更（平成 28 年 8 月 12 日都市計画決定告示）が行われたことから、その趣旨を踏まえ、ガイドプランの見直しを行います。

※ 特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など、特別の目的の実現を図るため、当該用途地域を補完するものとして指定するものです。

(3) JR嵯峨野線新駅周辺における見直し

JR新駅が開業予定であるなど、今後、都市機能が集積し、発展することが見込まれる**6 JR嵯峨野線新駅周辺**について、周辺地域も含めた七条通全体のにぎわい創出を図るため、ガイドプランの見直しを行います。

1 京都駅周辺

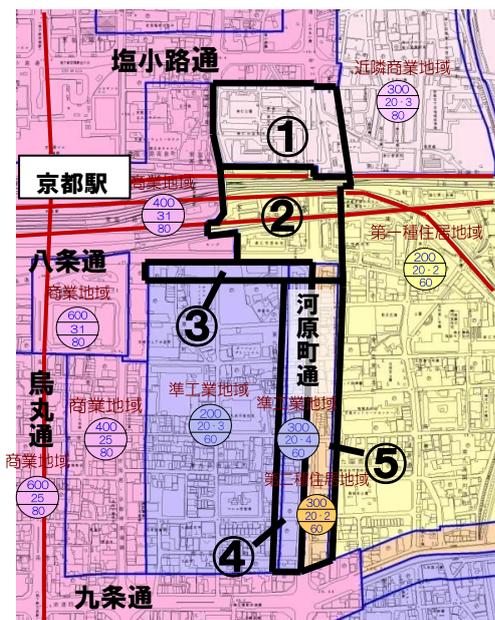
【ガイドプラン見直しの方針・内容】

ア 図①～③については、用途地域が商業地域に変更されたことを踏まえ、広域的に集客を図るエリアとして、隣接地と同じ「広域型商業集積ゾーン」に変更します。

イ 河原町通沿道（図④，⑤）については、用途地域は①～③と同じ商業地域に変更されましたが、周辺の九条通や烏丸通沿道に合わせ、「その他の商業地域」に変更します。

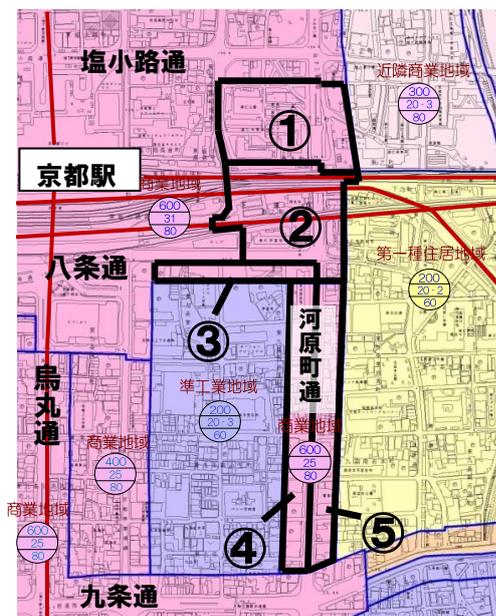
(参考)

用途地域 従前



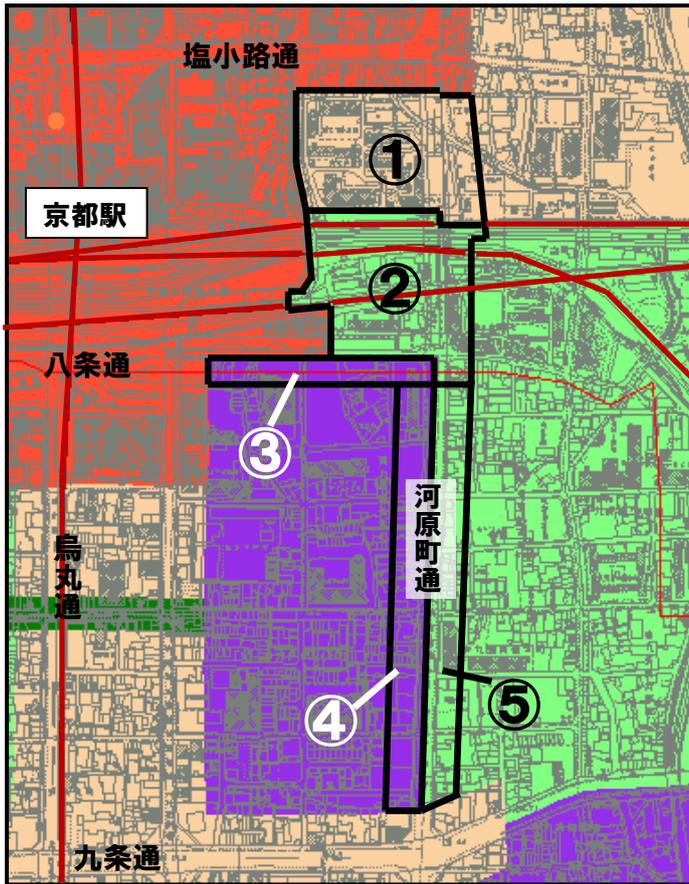
用途地域 従前	
①	近隣商業地域 容積率：300%、建ぺい率80% 高度地区：20m
②	第二種住居地域 容積率：300%、建ぺい率：60% 高度地区：20m 第一種住居地域 容積率：200%、建ぺい率：60% 高度地区：20m
③	準工業地域 容積率：200%（河原町通沿道は300%）
④	建ぺい率60%、高度地区：20m
⑤	第二種住居地域 容積率：300%、建ぺい率：60% 高度地区：20m 第一種住居地域 容積率：200%、建ぺい率：60% 高度地区：20m

用途地域 現行



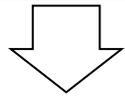
用途地域 現行	
①	商業地域
②	容積率：600%、建ぺい率80% 高度地区：31m
③	
④	商業地域
⑤	容積率：600%、建ぺい率80% 高度地区：25m

ガイドプラン 変更前

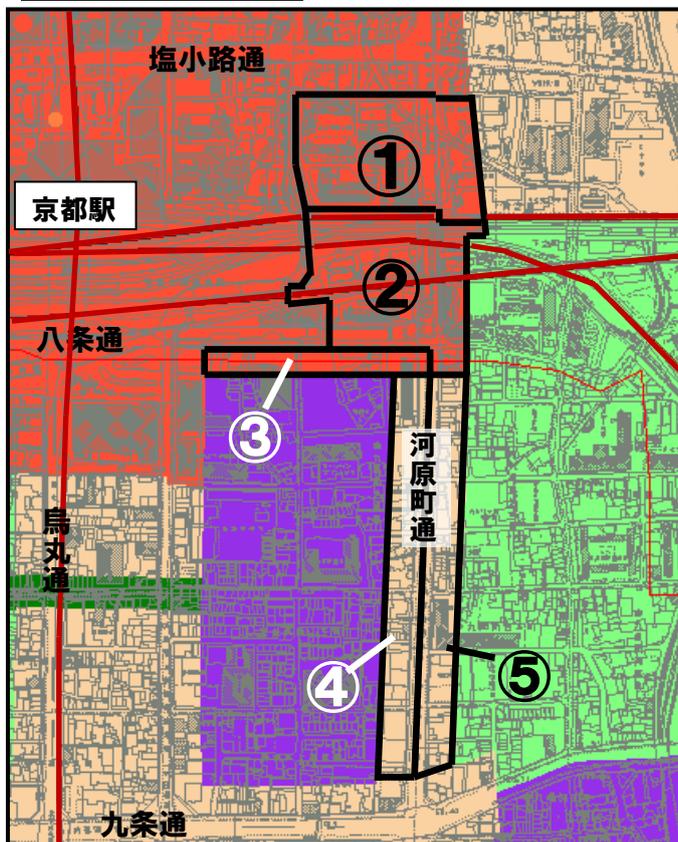


ガイドプラン 変更前	
①	その他の商業地域 店舗面積の上限：3000㎡
②	生活環境保全・共生ゾーン (住居系) 店舗面積の上限：1000㎡ (※)
③	生活環境保全・共生ゾーン (既成市街地内準工業地域)
④	店舗面積の上限：1000㎡ (※)
⑤	生活環境保全・共生ゾーン (住居系) 店舗面積の上限：1000㎡ (※)

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。



ガイドプラン 変更案



ガイドプラン 変更案	
①	広域型商業集積ゾーン 店舗面積の上限：特に定めない
②	
③	
④	その他の商業地域
⑤	店舗面積の上限：3000㎡

ガイドプランのゾーン凡例

- 広域型商業集積ゾーン
- 地域型商業集積ゾーン
- 地域型商業集積ゾーン(8,000㎡)
- その他の商業地域
- 近隣型商業育成ゾーン
- 特化型商業誘導ゾーン
- 職住共存ゾーン
- 生活環境保全・共生ゾーン(住居系)
- 生活環境保全・共生ゾーン(既成市街地内準工業地域)
- 産業機能集積ゾーン(既成市街地内工業地域)
- 産業機能集積ゾーン(高度集積地区)住居系
- 産業機能集積ゾーン(高度集積地区)商業系
- 産業機能集積ゾーン(高度集積地区)商業系8,000㎡
- 産業機能集積ゾーン(高度集積地区)工業系
- 産業機能集積ゾーン(郊外エリア)
- 産業機能集積ゾーン(島状エリア)

2 太秦天神川駅周辺

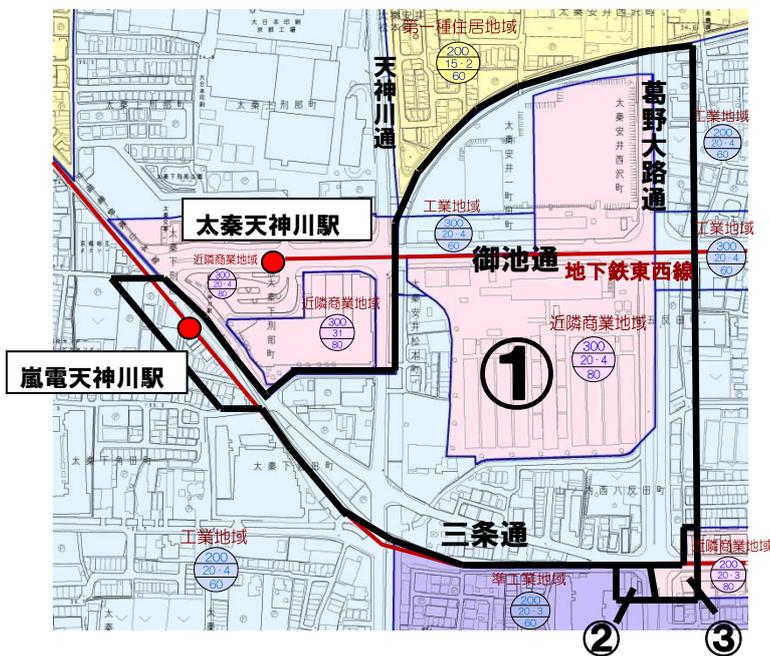
【ガイドプラン見直しの方針・内容】

図①～③の用途地域が近隣商業地域に変更され、交通拠点であり、地域の核として商業機能の充実を図る地域であることから、図①～③全体を「地域型商業集積ゾーン」に変更します。

ただし、駅からの距離や周辺の道路状況等はこれまでと変わらないことから、店舗面積の上限については、「立地条件を考慮した店舗規模」として、従来と同条件の8000㎡とします。

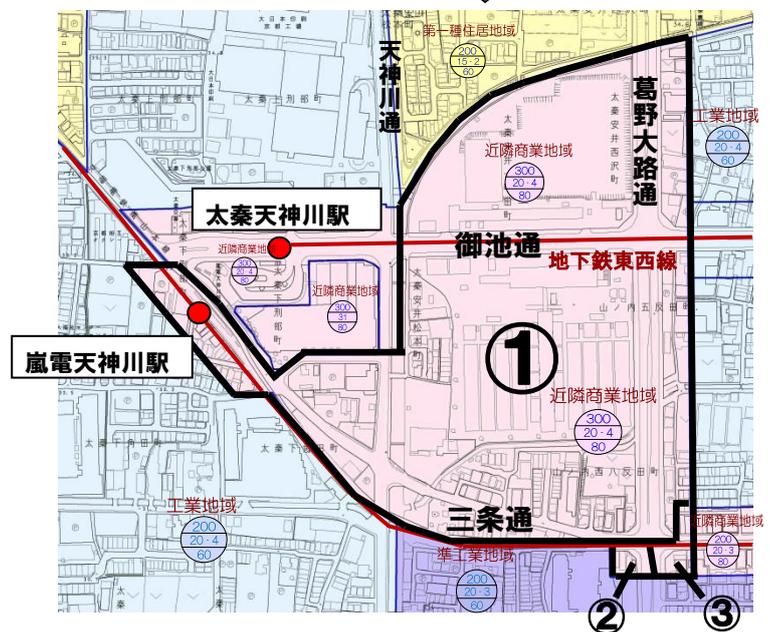
(参考)

用途地域 従前



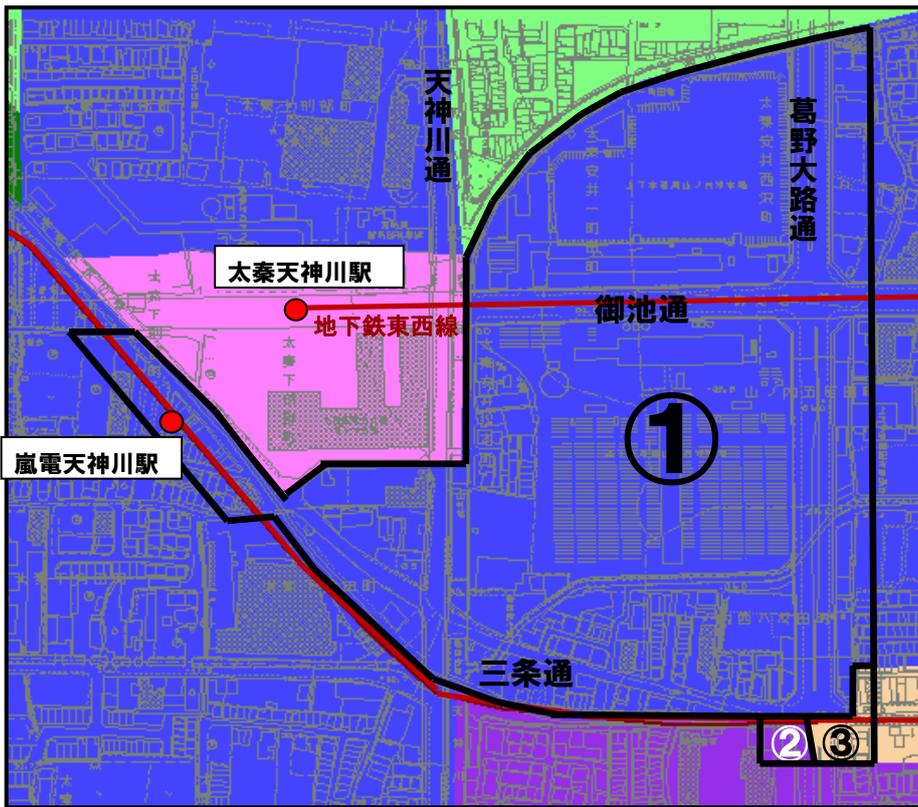
用途地域 従前	
①	工業地域 容積率：200%（御池通沿道は300%）， 建ぺい率60% 近隣商業地域 容積率：300%，建ぺい率80%
②	準工業地域 容積率：200%，建ぺい率：60%
③	近隣商業地域 容積率：200%，建ぺい率80%

用途地域 現行



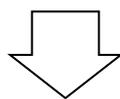
用途地域 現行	
①	近隣商業地域 容積率：300%，建ぺい率80%
②	
③	

ガイドプラン 変更前

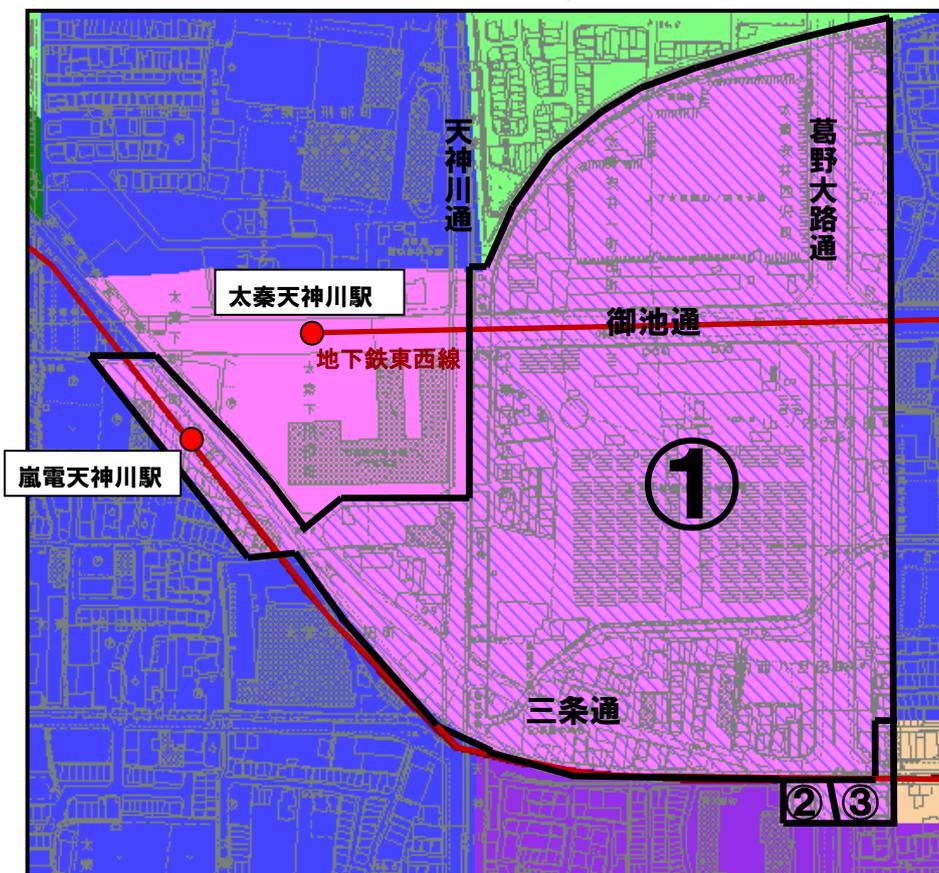


ガイドプラン 変更前	
①	産業機能集積ゾーン (既成市街地内工業地域) 店舗面積の上限：8000㎡
②	生活環境保全・共生ゾーン (既成市街地内準工業地域) 店舗面積の上限：1000㎡ (※)
③	その他の商業地域 店舗面積の上限：3000㎡

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。



ガイドプラン 変更案



ガイドプラン 変更案	
①	地域型商業集積ゾーン
②	店舗面積の上限：特に定めませんが、立地条件を考慮した店舗規模（8000㎡）
③	

3 桂川駅・洛西口駅周辺

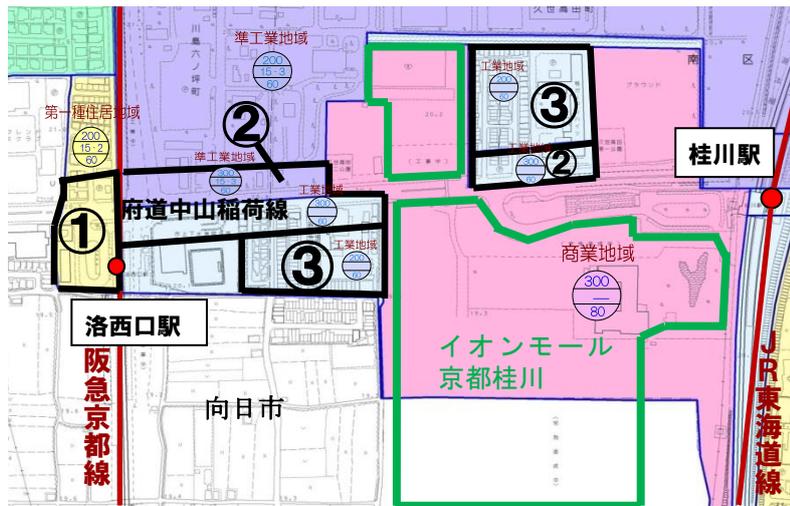
【ガイドプラン見直しの方針・内容】

ア 洛西口駅周辺・府道中山稻荷線沿い（図①，②）は，用途地域が近隣商業地域に変更されたため，ガイドプランについても，「近隣型商業育成ゾーン」に変更します。

イ 用途地域が第二種住居地域に変更された地域（図③）については，住居系のゾーンである「生活環境保全・共生ゾーン(住居系)」に変更します。

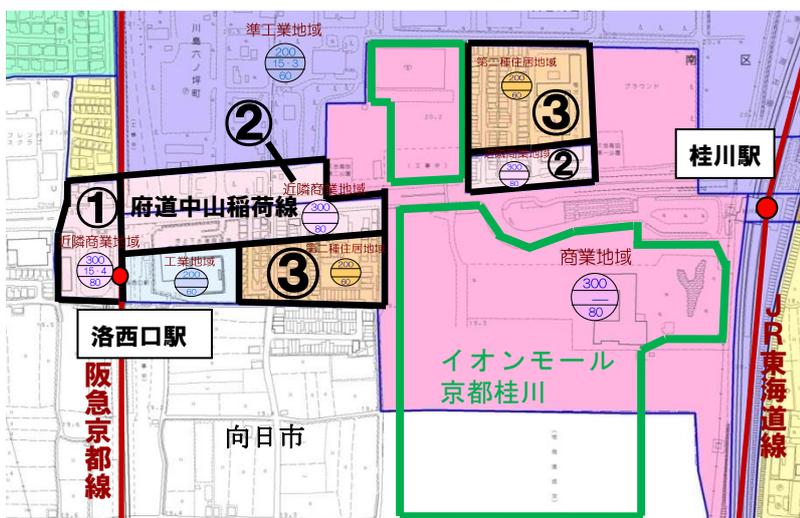
(参考)

用途地域 従前



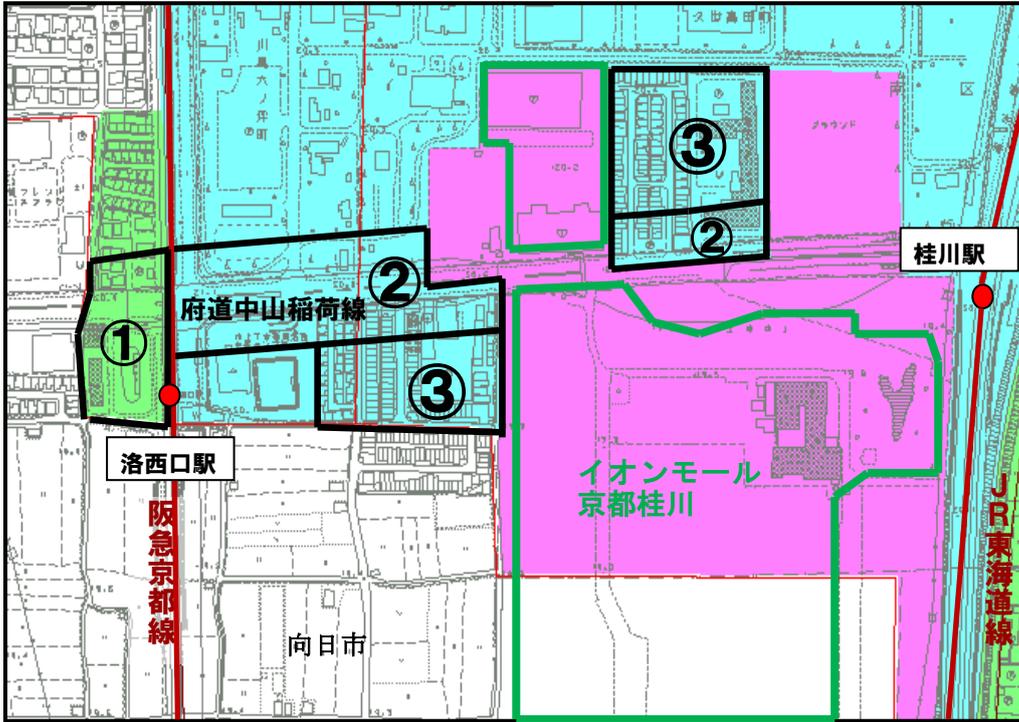
用途地域 従前	
①	第一種住居地域 容積率：200%，建ぺい率60%
②	準工業地域 容積率：300%，建ぺい率：60% 工業地域 容積率：300%，建ぺい率：60%
③	工業地域 容積率：200%，建ぺい率60%

用途地域 現行



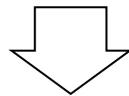
用途地域 現行	
①	近隣商業地域 容積率：300%，建ぺい率80%
②	工業地域 容積率：300%，建ぺい率80%
③	第二種住居地域 容積率：200%，建ぺい率60%

ガイドプラン 変更前

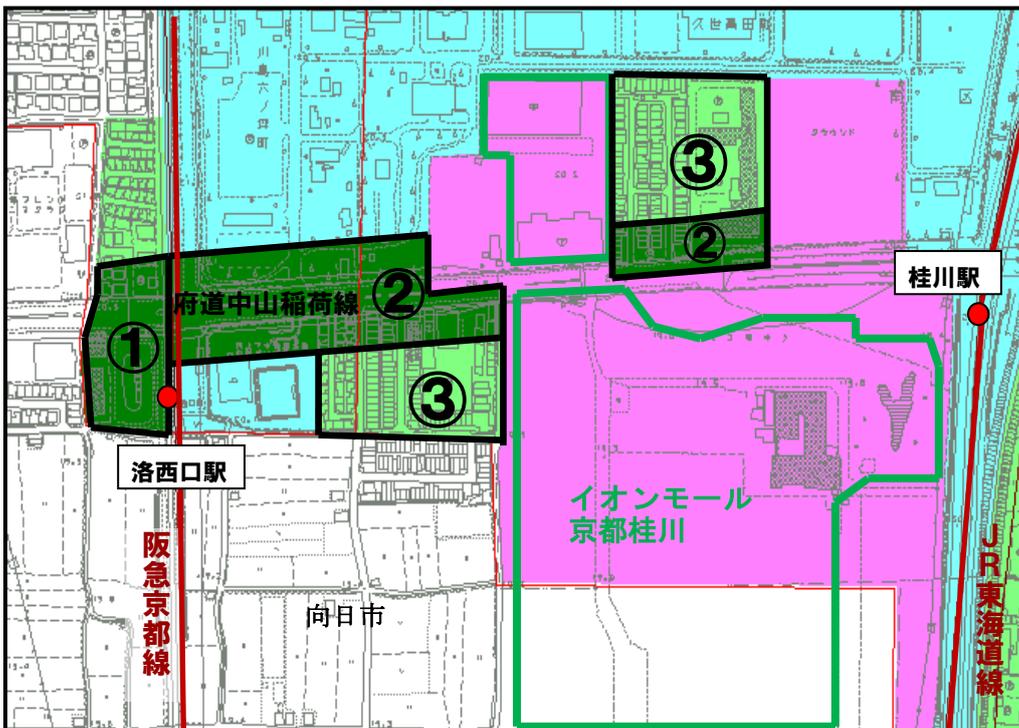


ガイドプラン 変更前	
①	生活環境保全・共生ゾーン (住居系) 店舗面積の上限：1000㎡ (※)
②	産業機能集積ゾーン (島状エリア) 店舗面積の上限：3000㎡
③	店舗面積の上限：3000㎡

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。



ガイドプラン 変更案



ガイドプラン 変更案	
①	近隣型商業育成ゾーン 店舗面積の上限：1000㎡ (※)
②	店舗面積の上限：3000㎡
③	生活環境保全・共生ゾーン (住居系) 店舗面積の上限：1000㎡ (※)

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。

4 竹田駅・くいな橋駅周辺

【ガイドプラン見直しの方針・内容】

ア 図①～③の用途地域が近隣商業地域に変更され、そのうち図①，②は、高度集積地区内にあるため、高度集積地区内の商業系地域のゾーンである「産業機能集積ゾーン（高度集積地区）商業系」に変更します。

ただし、くいな橋駅周辺（図②）については、周辺の道路状況等はこれまでと変わらないことから、店舗面積の上限は、「立地条件を考慮した店舗規模」として、従来と同条件の8000㎡とします。

イ 高度集積地区外の道路沿道（図③）については、周辺の幹線道路沿道に合わせ、「その他の商業地域」に変更します。

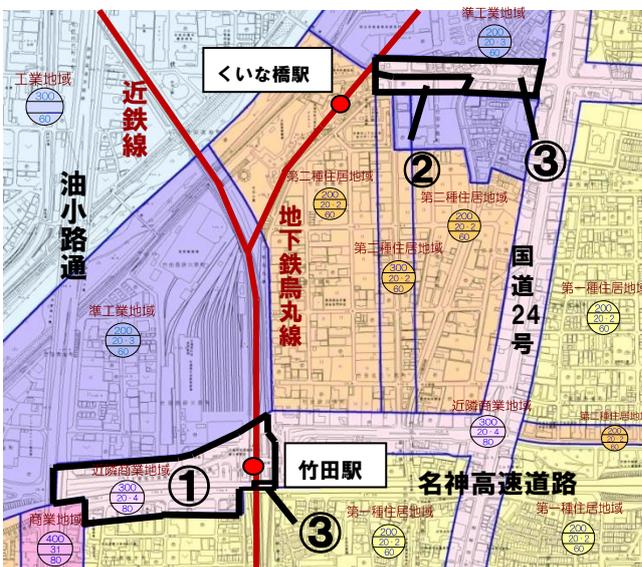
(参考)

用途地域 従前



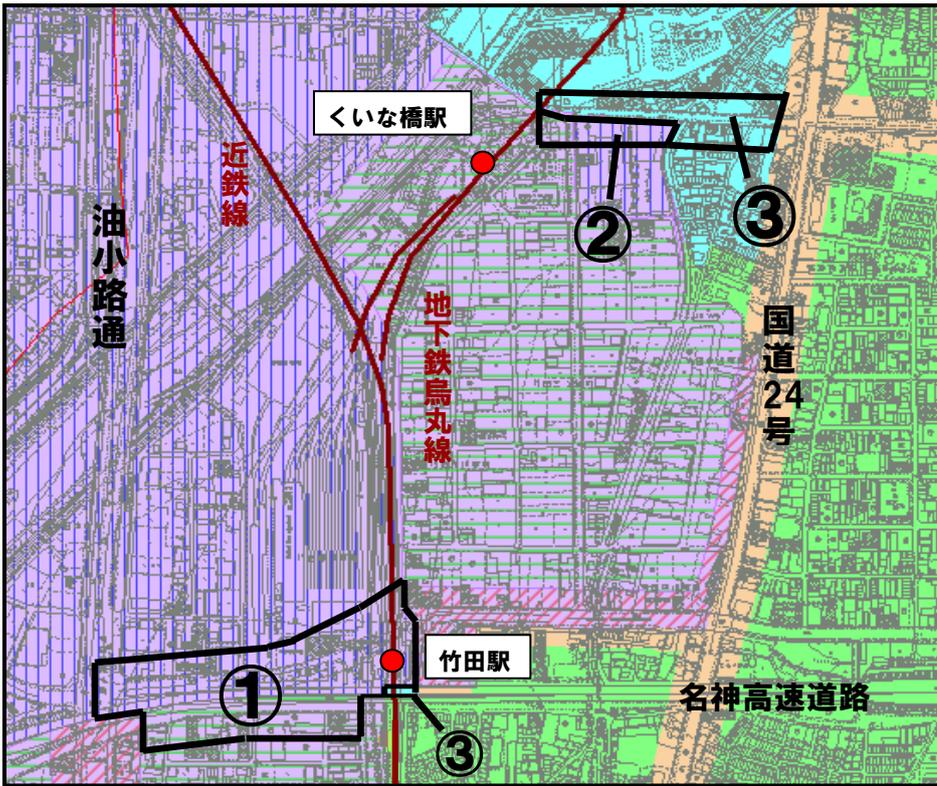
用途地域 従前	
①	準工業地域 容積率：200%，建ぺい率60% 第一種住居地域 容積率：200%，建ぺい率60%
②	準工業地域 容積率：200%，建ぺい率：60% 第二種住居地域 容積率：200%，建ぺい率：60%
③	準工業地域 容積率：200%，建ぺい率60%

用途地域 現行



用途地域 現行	
①	近隣商業地域 容積率：300%，建ぺい率80%
②	
③	

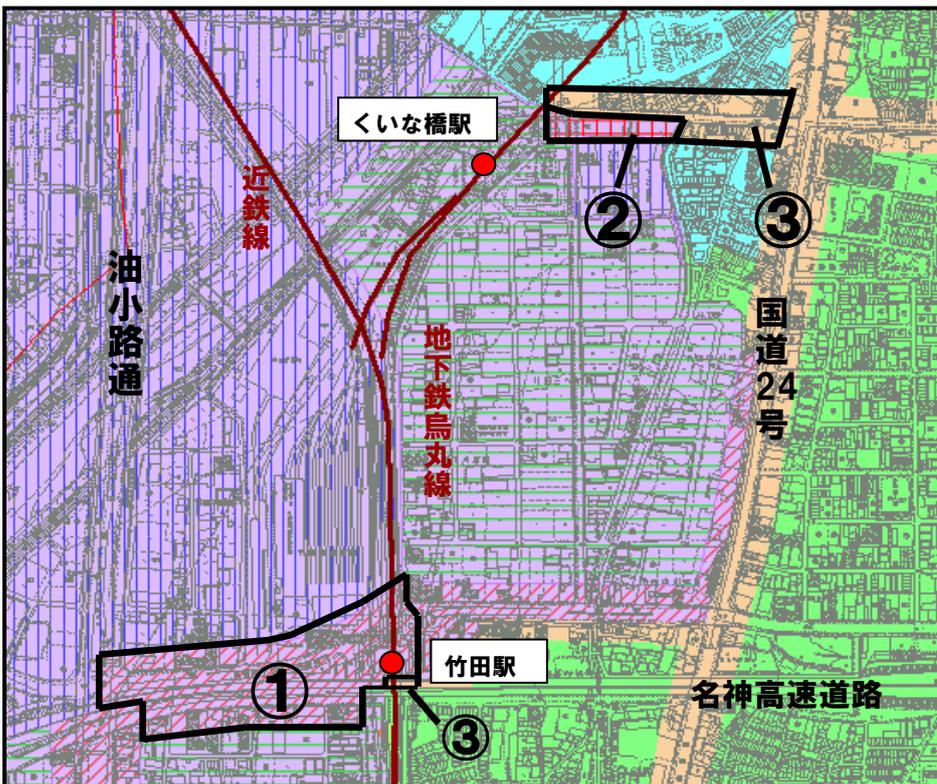
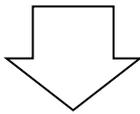
ガイドプラン 変更前



ガイドプラン 変更前	
①	産業機能集積ゾーン (高度集積地区) 工業系及び住居系 店舗面積の上限：工業系 8000㎡ 住居系 1000㎡ (※)
②	
③	産業機能集積ゾーン (島状エリア) 店舗面積の上限：3000㎡

※ 幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。

ガイドプラン 変更案



ガイドプラン 変更案	
①	産業機能集積ゾーン (高度集積地区) 商業系 店舗面積の上限：特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模
②	産業機能集積ゾーン (高度集積地区) 商業系 店舗面積の上限：特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模 (8000㎡)
③	その他の商業地域 店舗面積の上限：3000㎡

5 太秦娯楽・レクリエーション地区

【ガイドプラン見直しの方針・内容】

図①の用途地域が第二種住居地域に変更され、これまで用途地域の制限により、小売店は延床面積 500 m²までしか建築できなかったものが、延床面積 10000 m²まで建築できるようになったため、新たにガイドプランのゾーンの指定を行います。

南側の地域と同様に、住居系のゾーンである「生活環境保全・共生ゾーン(住居系)」に指定します。

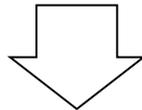
(参考)

用途地域 従前



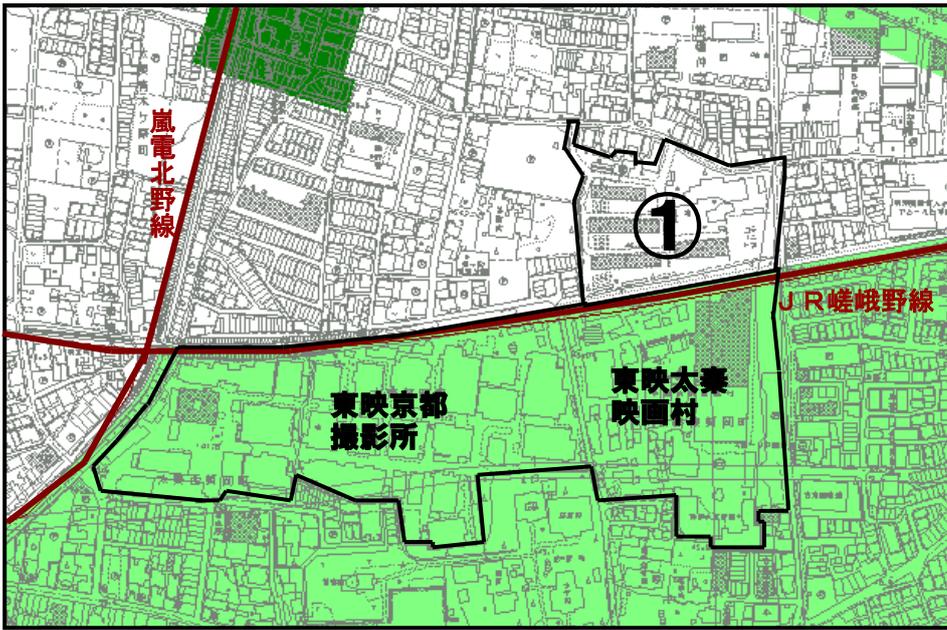
用途地域 従前	
①	第一種中高層住居専用地域 容積率：200%，建ぺい率60%

用途地域 現行

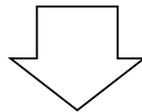


用途地域 現行	
①	第二種住居地域 容積率：200%，建ぺい率60%

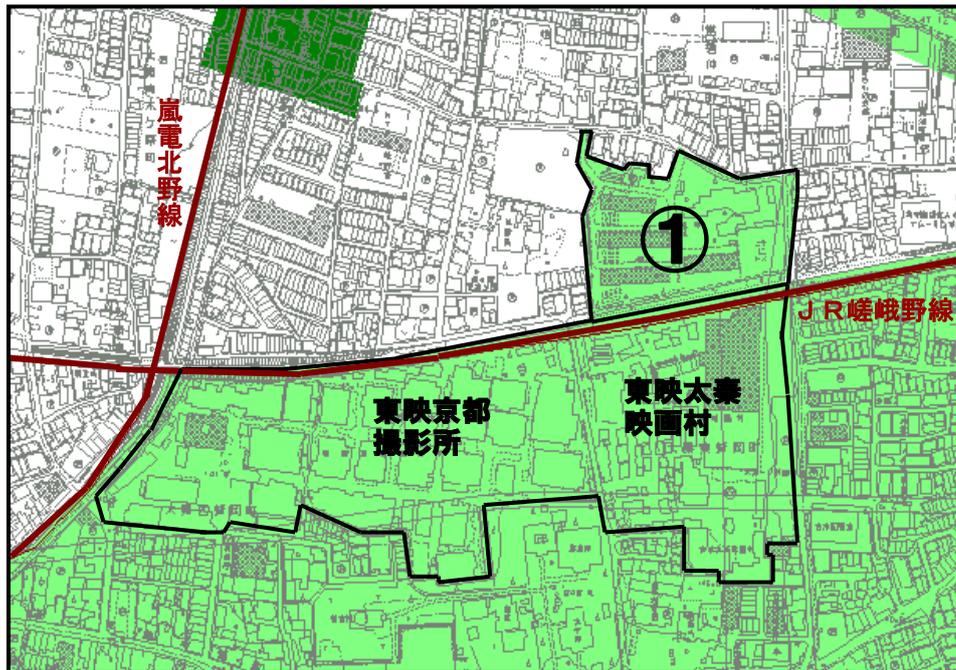
ガイドプラン 変更前



ガイドプラン 変更前	
①	白地 (ゾーンの指定なし) 



ガイドプラン 変更案



ガイドプラン 変更案	
①	生活環境保全・共生ゾーン (住居系)  店舗面積の上限 : 1000㎡ (※)

※ 幹線道路 (都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路) 沿いは、店舗面積の上限を3000㎡とする。

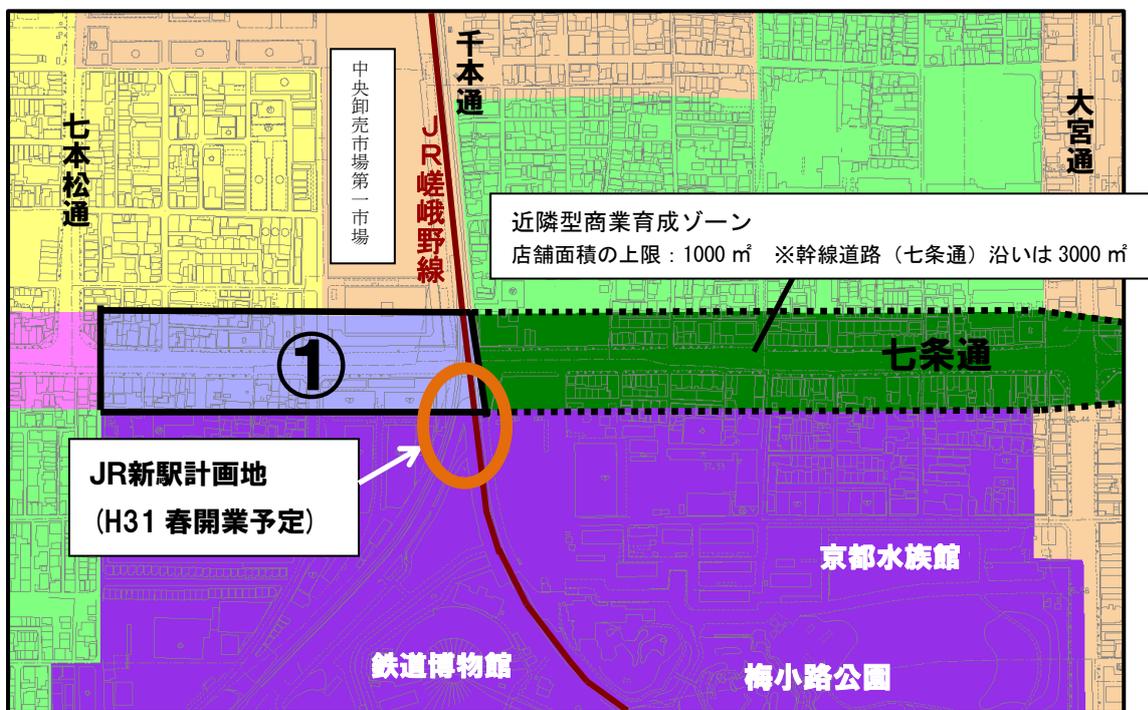
6 JR嵯峨野線新駅周辺

【ガイドプラン見直し方針及び内容】

図①は京都市中央卸売市場第一市場に隣接し、従来から食に関連する店舗が集積している地域であることから、店舗面積の上限 1000 m²の「特化型商業誘導ゾーン」に指定しています。

この地域を含む京都駅西部エリアは、平成 27 年 3 月に「京都駅西部エリア活性化将来構想」が策定され、また、平成 31 年には JR 嵯峨野線の新駅が開業する予定であるなど、今後、都市機能が集積し、発展することが見込まれるエリアであることから、ゾーンは「特化型商業誘導ゾーン」のまま、店舗面積の上限のみ、JR 新駅計画地の東側地域と合わせ 3000 m²に変更します。

ガイドプラン 変更案 (ゾーニングの変更は行いません)



ガイドプラン 変更前	
①	特化型商業誘導ゾーン 店舗面積の上限：1000m ² ■ ただし、寺町通（四条通～高辻通） 及び夷川通（烏丸通～寺町通）沿い は3000m ²



ガイドプラン 変更案	
①	特化型商業誘導ゾーン 店舗面積の上限：1000m ² ■ ただし、寺町通（四条通～高辻通）、 夷川通（烏丸通～寺町通）及び <u>七条通（千本通～七本松通）</u> 沿いは 3000m ²

Ⅳ 御意見募集について

- ◆ 御意見は、以下①～④のいずれかの方法により提出してください。
①郵送 ②FAX ③電子メール ④京都市のホームページの意見募集フォーム
※お電話での受付は行っておりません。
- ◆ 提出いただいた御意見につきましては、京都市のホームページ「京都市情報館」において、公表を予定しています。（意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱い、他の目的に利用することはありません。）
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

《御意見募集期間》

平成28年10月24日（月）～平成28年11月24日（木）【必着】

《御意見の提出先》

① 郵送の場合

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課 行

② FAXの場合

075-222-3331

③ 電子メールの場合

shogyo@city.kyoto.lg.jp

④ 京都市のホームページ「京都市情報館」の意見募集フォームの場合

トップページから、**市政情報** ⇒ **市民参加** ⇒ **市民意見（パブリックコメント）**へ

“京都市情報館 パブコメ”で検索していただくか、右のQRコードを読み取っていただくと、市民意見募集のホームページにアクセスできます。



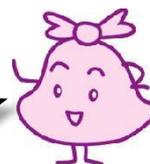
《お問い合わせ先》

京都市産業観光局商工部商業振興課

☎075-222-3340



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する御意見 記入用紙

※ 様式は問いませんが、このページを応募様式として使用することができます。

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御回答ください。(該当する項目を○で囲んでください。)

[年 齢] 20歳未満 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代
 60歳代 ・ 70歳代 ・ 80歳以上

[性 別] 男 性 ・ 女 性

[お住まい] 北 区 ・ 上京区 ・ 左京区 ・ 中京区 ・ 東山区 ・ 山科区
 下京区 ・ 南 区 ・ 右京区 ・ 西京区 ・ 伏見区 ・ 京都市外

募集期間：平成28年10月24日（月）～平成28年11月24日（木）【必着】

FAX番号：075-222-3331